

新年のご挨拶

東日本紙器厚生年金基金
理事長 北原茂樹

新年明けましておめでとうございます。

日頃より東日本紙器厚生年金基金の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、皆様には、基金解散について多大なるご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

昨年は、厚生年金基金制度見直し法により、平成29年3月に予定している基金解散の準備作業及び財政状況の現状と平成29年4月からの後継制度についての説明会を事業所様にさせていただき、ご理解をいただいております。

解散にあたりましては事業主様、加入員様の3分の2のご同意が必要とされておりますが、ご同意が得られない場合、解散手続きは進まないこととなります。解散時の特例制度を活用した場合、平成26年度決算時点では、代行不足金は生じていない状況となっておりますが、この制度の活用は基金見直し法の施行から5年以内（平成31年3月まで）に限られています。仮に期限内に解散ができない場合は、この制度は活用できないこととなるため、解散時に事業主様の特別な負担が発生してしまうことが懸念されます。なお、解散により基金の上乗せ部分の給付がなくなることから、福利厚生維持及び加入員様のご理解、ご同意をいただくためにも、これを補う何らかのものが必要とされます。当基金としましては、基金解散後において上乗せ部分相当の給付（基金加入期間30年で107万円レベル）を加入員様に引継げる後継制度の設立に向け、事業所様へご参加についてご提案させていただいてきたところです。このしくみの構築は事業主様のご賛同があつて可能となるものですが、多数のご賛同をいただき制度設立の目処が立ったところです。ご協力ありがとうございます。現在、未回答又は検討中の事業所様におかれましては、主旨ご理解のうえ、ぜひ後継制度へのご参加について積極的な検討をいただけるようお願いいたします。解散の手続きとしましては基金と国の記録の突合を経て基金の記録整備が完了したのち、代議員会の解散決議を経て、厚生労働省への解散認可申請を行うこととなりますが、ご同意の手続きにつきましては、別途ご案内させていただく予定としております。

基金解散までの年金資産運用につきましては、国（厚生年金保険）の運用にできるだけ近づけ特例による代行不足が生じないよう努めて運営しております。併せて、後継制度（確定拠出企業年金と確定給付企業年金）の設立にあたりましては、できるだけ多くの事業所様にご参加いただけるよう説明をしておりますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。代行不足金は基金解散時点（平成29年3月予定）を基準に計算される見込みです。この時点での代行不足金発生抑制のためにも事業主の皆様におかれましては、基金解散認可までの期間について引き続き掛金の納付についてご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当基金は設立以来四七年を経過し、平成27年11月末の加入事業所423社・加入員8198名・年金受給者9119名・年金資産保有高313億円という状況です。

結びにあたり、皆さまのますますのご健勝と、今年一年が更なる発展と素晴らしい年になりますことを祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。